

社会福祉法人 小松島市社会福祉協議会役員名簿

(令和2年6月19日現在)

1. 理事の部 現在数 15名(定数13名以上15名以内)

番号	氏名	所属団体等役職名	就任年月日	備考
1	稲田 米 昭	学識経験者(元小松島市長)	H26. 7. 4	会 長
2	大 上 喜 照	児安地区社会福祉協議会会長	R 2. 4. 1	副会長
3	岩 佐 徹	市老人クラブ連合会会長	H15. 5.30	副会長
4	松 島 敏 雄	市民生委員児童委員連絡協議会会長	R 2. 4. 1	副会長
5	畠 山 ツミ子	市連合婦人会名誉会長	H11. 7. 2	副会長
6	孫 田 勤	行政経験者(前小松島市副市長)	H29. 6.19	
7	井 上 浩 子	新開地区婦人会会長	H28. 7. 4	
8	大 和 忠 広	和田島地区社会福祉協議会会長	H24. 7. 4	
9	小野寺 勉	市教育委員会教育長	R 1. 6.17	
10	桒 田 貴 仁	特養施設代表	H29. 6.19	
11	前 田 淳 介	心配ごと相談所相談員代表	H23. 6. 1	
12	森 竹 守	坂野地区社会福祉協議会会長	H29. 6.19	
13	播 祐 次	北小松島地区社会福祉協議会会長	R 2. 4. 1	
14	福 本 弘 子	和田島地区婦人会会長	R 2. 4. 1	
15	青 木 洋 一	市社会福祉協議会事務局長	H28. 7. 4	常務理事

2. 監事の部 現在数 3名(定数2名以上3名以内)

番号	氏名	所属団体等役職名	就任年月日	備考
1	金 西 正 昭	行政経験者(元市企業管理者)	H19. 5.30	
2	桑 村 文 博	行政経験者(元市市民環境部参事)	H26. 7. 4	
3	里 廣 理 恵	児童発達支援センターめだか園長	R 1. 6.17	

3. 評議員の部 現在数 30名(定数30名以上35名以内)

番号	氏名	所属団体等役職名	就任年月日	備考
1	守 田 順 一	小松島地区社会福祉協議会会長	H24. 7. 4	
2	川 口 節 美	小松島地区社会福祉協議会役員	H26. 7. 4	
3	金 子 留 治	南小松島地区社会福祉協議会会長	R 1. 7.11	
4	中 村 ユキエ	南小松島地区社会福祉協議会役員	H20. 7. 4	
5	長谷川 英 一	北小松島地区社会福祉協議会会計	R 2. 4. 1	
6	久 保 晃 士	北小松島地区社会福祉協議会役員	R 2. 4. 1	
7	松 村 博 子	千代地区社会福祉協議会副会長	H19. 5.30	
8	宮 本 美知子	千代地区社会福祉協議会会計	H26. 7. 4	
9	斉 藤 克 美	児安地区社会福祉協議会役員会計	R 2. 4. 1	
10	宮 田 隆 弘	芝田地区社会福祉協議会会長	R 1. 7.11	
11	瀧 口 敦 司	櫛淵地区社会福祉協議会会長	H20. 7. 4	

番号	氏名	所属団体等役職名	就任年月日	備考
12	高井 トミエ	新開地区社会福祉協議会会計	H28. 7. 4	
13	神原 晴基	坂野地区社会福祉協議会会計	H26. 7. 4	
14	川下 玲子	坂野地区社会福祉協議会役員	H26. 7. 4	
15	山本 富繁	川南地区民生委員児童委員協議会会長	R 2. 4. 1	
16	湯浅 和雄	立江地区民生委員児童委員協議会会長	R 2. 4. 1	
17	白濱 たか子	坂野地区民生委員児童委員協議会	H24. 7. 4	
18	吉尾 さだえ	市老人クラブ連合会女性部長	H28. 7. 4	
19	杉本 勝	市身体障害者連合会会長	R 1. 7.11	
20	長楽 千英子	市手をつなぐ親の会会長	H18. 7. 4	
21	福野 伸江	市母子寡婦福祉連合会会長	H16. 7. 4	
22	長池 文武	市子ども会育成連合会会長	H28. 7. 4	
23	平井 しのぶ	NPO法人花みずき21世紀会専任指導員	H20. 7. 4	
24	中央 子	ボランティア団体プラチナライフクラブ代表	H24. 7. 4	
25	内藤 尚則	市公民館連絡協議会代表	H24. 7. 4	
26	小川 洋子	芝田地区婦人会会長	H22. 7. 4	
27	泉 郁子	立江地区婦人会会長	R 2. 4. 1	
28	米田 年恵	立江地区婦人会副会長	H28. 7. 4	
29	竹島 由美子	櫛淵地区婦人会会長	R 1. 7.11	
30	大森 茂徳	市シルバー人材センター常務理事	H22. 7. 4	

1. 小松島市社会福祉協議会理事・監事の任期は、令和元年6月17日開催の定時評議員会の終結の時から令和2年会計年度に関する定時評議員会の終結の時までとなっているが、補充選任による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 小松島市社会福祉協議会評議員の任期は、平成29年4月1日から令和2年会計年度に関する定時評議員会の終結の時までとなっているが、補充選任による評議員の任期は、前任者の残任期間とする。